

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

- 自社が保有する技術や業務ノウハウを開示し、他企業との共同プロジェクトを積極的に推進することで、オープンイノベーションを支援します。
- 地方中小企業のデジタル化・自動化に関する事業承継の支援を行い、後継者不足に悩む企業の持続可能な経営に貢献します。

b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

- パートナー企業と共に受発注業務の電子化（共通 EDI）を構築し、取引効率と正確性を向上させます。
- 顧客の業務データや運用情報の相互共有を推進し、属人化排除・業務の標準化を支援します。
- 自社開発ノウハウを活用し、パートナー企業への IT リテラシー研修やクラウドツール導入支援を実施します。
- サイバーセキュリティに関しては、定期的なリスク診断および簡易チェックシートを提供し、平時からの備えを支援します。

c. 専門人材マッチング

- 自社ネットワークを活かし、短期プロジェクトや緊急課題解決に向けた専門家の推薦・紹介を行います。

- ・ 海外人材やフリーランスも含めた柔軟な人材活用に関するモデルケースを共有し、多様な働き方を推進します。

d. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

- ・ 社内で実施している「業務の自動化による残業ゼロ施策」や「リモートワーク時のメンタルチェック」をパートナーにも展開し、健康経営の実践知を共有します。
- ・ 健康診断やストレスチェックの共同実施を提案し、企業規模に依らない健康投資の機会創出を図ります。
- ・ 心身の健康と生産性の両立を目指した業務環境づくりに関するセミナーを共同開催します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

加えて、当社は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に則り、以下の方針を掲げて取組を進めます。

- ・ 下請事業者が負担する人件費の上昇分について、合理的根拠が示された場合には誠実に協議を行い、原則として取引価格への適切な反映を行います。
- ・ 下請事業者から価格転嫁の要請があった際には、理由の聴取を行ったうえで、すみやかに協議の場を設けることを基本とします。
- ・ 労務費の転嫁に関する相談や協議履歴は記録として社内で適切に管理し、継続的な改善・再発防止の材料とします。
- ・ パートナー企業にも本指針の趣旨を周知し、相互に適正な価格交渉が行える関係性の維持を重視します。
- ・ 一方的な値下げ要請を行わず、常に「労務コストを正当に反映した健全な価格設定」の文化を社内に定着させます。

これらの方針を実行することで、取引先の持続可能な経営と、業界全体の健全な発展に貢献してまいります。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

取引価格の決定にあたっては、単に当該取引関係に限定せず、その後方に連なる供給構造全体を的確に捉え、関係各層における正当なコスト構成の反映が妨げられないよう配慮を行います。また、その趣旨が適切に行き渡るよう、情報の透明性を確保しつつ、サプライチェーン全体に向けた周知活動や説明責任の履行にも努めます。

令和7年7月29日

合同会社 USE CASE

企 業 名

代表社員 南部湧祐

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。